

特別養護老人ホーム なのはな苑

重要事項説明書

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人貴望会（以下「事業者」という。）が開設する指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホームなのはな苑（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護福祉施設サービスを提供します。

2 事業者（法人）の概要

事業者番号	0272500430
事業者（法人）	社会福祉法人貴望会
所在地	〒039-4141 青森県上北郡横浜町字三保野54番地
代表者	理事長 渡邊貴士
設立年月日	平成11年4月1日
電話番号	0175-78-3407

3 施設の概要

（1）施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム なのはな苑
所在地	〒039-4141 青森県上北郡横浜町字三保野54番地
施設長	野田 博之
開設年月日	平成11年4月1日
電話番号	0175-78-3407
FAX番号	0175-78-6645

(2) 設備の概要

居室	従来型個室 1人部屋 (65室) 多床室 2人部屋 (2室) 4人部屋 (4室)	定員 85名
食堂	1室 利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。	
浴室	2室 一般浴槽・個浴槽・特殊浴槽。	
医務室	1室 利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。	
機能訓練室	1室 利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設けます。	
その他	<p>以下の設備を設けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室 ・ヘアーサロン室 	

〈居室の変更〉

下記に該当する場合は、利用者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

- ① 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ② 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）。
- ③ 著しい精神状態等により、他の同室者的心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者。

(3) 施設の従業者体制

令和7年4月現在

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名
介護職員	介護業務	32名
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	5名
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名
事務職員	金銭管理・事務手続き代行・請求等	3名

4 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

「5 利用料等」をご確認ください。

種類	内容
施設サービス 計画の作成	<p>施設サービス計画を作成します。</p> <ul style="list-style-type: none">施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。施設は、原則として6月に1回以上、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介護	<p>利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none">入浴又は清拭は週2回以上行います。適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
食事	<p>栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。</p> <p>【食事時間】朝食 7時00分～8時00分 昼食 12時00分～13時00分 夕食 17時00分～18時00分</p>
相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。

社会生活上の 便宜	施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。 <ul style="list-style-type: none"> 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得たうえで代行します。 常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者とご家族との交流の機会を確保するように努めます。 利用者の外出の機会を確保するように努めます。
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の 管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師又は看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(2) 介護保険給付対象外サービス

施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 特別な食事

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 特別な居室

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な居室を提供します。

③ 貴重品の管理

利用者又は代理人の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- ・管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金
- ・お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
- ・保管管理者：施設長
- ・出納方法

保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しを利用者又は代理人へ交付します。

④ 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーション等に参加していくことができます。

⑤ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

⑥ インフルエンザ予防対策

利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

⑦ 経管栄養の利用者に使用される自己負担となるグッズ(ご本人だけに使用する物品です)

- ・ED バッグ 530円
- ・EN シリンジ 60円
- ・簡易けん漏ボトル 80円
- ・シルキーテックス 530円
- ・吸引チューブ 700円
- ・カテーテル用シリング 600円

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 基本施設サービス費

		単位数 (1単位10円)	費用額 (10割)	利用者負担額			
				1割	2割	3割	
介護福祉施設サービス費 (1日につき)	介護福祉施設サービス費(I)	要介護 1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
		要介護 2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
		要介護 3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
		要介護 4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
		要介護 5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円
	介護福祉施設サービス費(II)	要介護 1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
		要介護 2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
		要介護 3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
		要介護 4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
		要介護 5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円

(2) 加算・減算

*要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算名】	単位数 (1単位10円)	費用額 (10割)	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
日常生活継続支援加算	(I)	36単位/日	360円	36円	72円	108円
	(II)	46単位/日	460円	46円	92円	138円
看護体制加算	(I)イ	6単位/日	60円	6円	12円	18円
	(I)ロ	4単位/日	40円	4円	8円	12円
	(II)イ	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
	(II)ロ	8 単位/日	80 円	8 円	16 円	24 円

夜勤職員配置加算		(I)イ	22 単位/日	220 円	22 円	44 円	66 円	
		(I)ロ	13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円	
		(II)イ	27 単位/日	270 円	27 円	54 円	81 円	
		(II)ロ	18 単位/日	180 円	18 円	36 円	54 円	
		(III)イ	28 単位/日	280 円	28 円	56 円	84 円	
		(III)ロ	16 単位/日	160 円	16 円	32 円	48 円	
		(IV)イ	33 単位/日	330 円	33 円	66 円	99 円	
		(IV)ロ	21 単位/日	210 円	21 円	42 円	63 円	
個別機能訓練加算		(I)	12 単位/日	120 円	12 円	24 円	36 円	
		(II)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円	
		(III)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円	
若年性認知症入所者受入加算			120 単位/日	1,200 円	120 円	240 円	360 円	
常勤医師配置加算			25 単位/月	250 円	25 円	50 円	75 円	
外泊時費用 (居宅サービスを利用した時)			246 単位/日	2,460 円	246 円	492 円	738 円	
			560 単位/日	5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円	
初期加算			30 単位/日	300 円	30 円	60 円	90 円	
退所前連携加算			500 単位/回	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
退所時情報提供加算			250 単位/回	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
協力医療機関連携加算			(1)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円
			(2)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円
栄養マネジメント強化加算			11 単位/日	110 円	11 円	22 円	33 円	
口腔衛生管理加算			(I)	90 単位/月	900 円	90 円	180 円	270 円
			(II)	110 単位/月	1,100 円	110 円	220 円	330 円
療養食加算			6 単位/回	60 円	6 円	12 円	18 円	
配置医師緊急時対応加算		(勤務時間外)	325 単位/日	3,250 円	325 円	650 円	975 円	
		(早朝・夜間)	650 単位/日	6,500 円	650 円	1,300 円	1,950 円	
		(深夜)	1,300 単位/日	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円	
看取り介護加算	(I)	死亡日以前31日以上45日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円	
		死亡日以前 4 日以上30日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
		死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位/日	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
		死亡日	1,280 単位/日	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	
	(II)	死亡日以前31日以上45日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円	
		死亡日以前 4 日以上30日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
		死亡日以前 2 日又は 3 日	780 単位/日	7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円	
		死亡日	1,580 単位/日	15,800 円	1,580 円	3,160 円	4,740 円	
科学的介護推進体制加算		(I)	40 単位/月	400 円	40 円	80 円	120 円	
		(II)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円	
安全対策体制加算(入所初日)			20 単位/日	200 円	20 円	40 円	60 円	

高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	10単位/月	100円	10円	20円	30円
	(II)	5単位/月	50円	5円	10円	15円
新興感染症等施設療養費		240単位/日	2,400円	240円	480円	720円
生産性向上推進体制加算	(I)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
	(II)	10単位/月	100円	10円	20円	30円
介護職員等処遇改善加算	(I)					14.0%
	(II)					13.6%
	(III)					11.3%
	(IV)					9.0%
	(1)					12.4%
	(2)					11.7%
	(3)					12.0%
	(4)					11.3%
	(5)					10.1%
	(6)					9.7%
	(7)					9.0%
	(8)					9.7%
	(9)					8.6%
	(10)					7.4%
	(11)					7.4%
	(12)					7.0%
	(13)					6.3%
	(14)					4.7%
身体拘束廃止未実施減算						10%/日減算
栄養マネジメント未実施減算						14単位/日減算
安全管理体制未実施減算						5単位/日減算
業務継続計画未実施減算						所定単位の3%
高齢者虐待防止未実施減算						所定単位の1%

① 日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

② 看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

③ 夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

④ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑤ 若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑥ 常勤医師配置加算

常勤専従の医師を 1 名以上配置している場合

⑦ 外泊時費用加算（居宅サービスを利用した場合）

介護老人福祉施設の入所者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から居宅サービスを提供した場合

* 1月につき 6 回まで。外泊時費用を算定している場合は算定できません。

⑧ 初期加算

介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して 30 日以内

⑨ 退所前連携加算

入所期間が 1 月を超える入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合

⑩ 退所時情報提供加算

入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

⑪ 協力医療機関連携加算

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関*との連携体制の構築をした場合

(1) 協力医療機関の要件①～③を満たす場合

(2) それ以外の場合

* 協力医療機関の要件

① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う帯背を常時確保していること

② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

⑫ 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50 (施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70) で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合

⑬ 口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月 1 回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合

⑭ 療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

⑮ 配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）

複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて 24 時間対応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合

⑯ 看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

⑰ 科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCA サイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

⑱ 安全対策体制加算（入所初日）

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的に実施している場合、入所者につき、入所初日に限って算定

⑲ 高齢者施設等感染対策向上加算

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を

構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症＊協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている。＊新型コロナウイルス感染症を含む。

感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受け、また感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

⑩ 新興感染症等施設療養費

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症＊に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合

＊現時点において指定されている感染症はありません

⑪ 生産性向上推進体制加算

介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

⑫ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

＊＊＊サービス提供体制強化加算（I・II・III）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

⑬ 介護職員待遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

⑭ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない場合

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

⑮ 栄養マネジメント未実施減算

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

⑯ 安全管理体制未実施減算

介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合

㉗ 業務継続計画未実施減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

㉘ 高齢者虐待防止未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

(3) その他の費用

① 利用者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者又は代理人が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

② 理美容代 実費相当額

③ その他

ア 所持金管理及び事務代行費 毎月1000円

イ その他

・利用者の嗜好品の購入、レクリエーションや行事への参加費などに関しては材料代等の実費をご負担いただきます。

・インフルエンザ予防接種や新型コロナウイルスワクチン 実費相当額

〈居住費（滞在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

【令和6年8月1日より】

（日額）

対象者	区分 利用者 負担	居 住 費		食 費
		多床室	従来型個室	
生活保護受給の方				
世帯全員が 市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階 1	0 円	380円	300円
市町村民税非課税かつ	段階 2	430円	480円	390円

	本人年金収入等80万円以下の方				
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階3①	430円	880円	650円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階3②	430円	880円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税	段階4	915円	1,231円	1,445円	

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日以降に請求書を郵送いたします。指定された通帳から同月20日に口座振替となりますので前日までにご入金の確認をお願いいたします。

7 施設を退所いただく場合等

(1) 利用者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者又は代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

(2) 利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までにご連絡下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設側が適切な対応をとらない場合

(3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所していただく場合があります。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ① 利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、若しくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

- ① 3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。但し、入院期間中は所持金管理及び事務代行費、外泊時費用及び居住費が発生します（6日分）。

- ② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。但し、その後退院する際には優先的に入所できるよう努めます。また、満床の場合でも短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できるよう努めます。

(5) 円滑な退所のための援助

利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8 身元引受人等について

- (1) 施設では、契約締結に当たり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者若しくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - ① 利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - ② 民法に定める連帯保証人
 - ③ 施設と代理人との協議の上、身元引受人とは別の者を連帯保証人と定めることも可能とします。

(4) 前号の②における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

- ① 連帯保証人は、利用者又は代理人と連帯して、本契約から生じる利用者又は代理人の債務を負担するものとします。
- ② 前項の連帯保証人の負担は、極度額100万円を限度とします。
- ③ 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- ④ 連帯保証人の請求があったときは、施設は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

9 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

15 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者： 【生活相談員】工藤大介 【施設長】野田博之

ご利用時間：9時00分～18時00分

ご連絡先 電話番号 0175-78-3407

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

青森県国民健康保険団体連合会

所在地 青森県青森市新町二丁目4-1

電話番号 017-723-1336

横浜町役場 福祉課 介護グループ

所在地 青森県上北郡横浜町字寺下35

電話番号 0175-78-2111

※第三者委員 氏名 松林勝雄 電話番号 0175-78-2238

 氏名 小川學 電話番号 0175-78-2122

 氏名 菊地夏江子 電話番号 0175-78-2292

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

17 協力医療機関等

施設は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名称 ちびき病院

住所 青森県上北郡東北町字石坂32-4

【協力歯科医療機関】

名称 橋本歯科医院

住所 青森県上北郡横浜町字寺下22-1

18 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合 利用者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

19 貴重品や金銭の紛失があった場合の対応

ご自分で管理されている貴金属類（指輪、時計）・現金等の紛失において、施設の損害賠償は発生しません。おこづかいとしての現金は事務室で1万円までお預かりしますので、ご相談ください。

20 施設内での感染症について

当施設は感染症予防に努めていますが、万が一感染症が発生し罹患した場合でも、医療費や利用料の補償等は行っておりません。また、感染症発生時には迅速に対応し、医療機関との連携を図り、安全確保に努めています。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設のサービスの提供の開始に当たり、利用者及び代理人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

(署名又は記名・押印)

所在地 青森県上北郡横浜町字三保野 54番地

施設名 特別養護老人ホーム なのはな苑

施設長 野田博之

説明者 生活相談員 (氏名) 工藤大介 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名 印

<代理人（身元引受人）>

住所

氏名 印